

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況報告書

平成 24 年 12 月

健康福祉部生活福祉課

目 次

第1節	子どもにかかわる施策	1～14ページ
第2節	障がい者にかかわる施策	15～20ページ
第3節	高齢者にかかわる施策	21～25ページ
第4節	健康づくりにかかわる施策	26～34ページ
第5節	地域福祉にかかわる施策	35～40ページ

実施状況欄記載凡例

23年度末の状況	24年度以降の方向性
◎ 実施済み	1 実施予定(年度)
○ 実施中	2 継続(現状維持・拡大・縮小)
× 未実施	3 その他()

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援	(1)子育て支援サービスの充実	ア 子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座などの子ども家庭支援センター事業を充実します。	子育て支援課	○	リーフレット、通信誌及びメール配信等により相談事業等について周知を図った。 職員増により相談体制の充実強化を図った。 各機関との連携の強化のための会議、連絡会に参加。ニーズに合った講座の実施及びアンケートの実施。子育てひろばとの相談連携方法等(巡回、連絡会等)について検討	2(拡大)
			イ 子ども家庭支援センター事業の土、日、夜間業務や保護者の交流や子育てに関する悩みなどが気軽に相談できる場の開設について検討します。	子育て支援課	○	交流会の実施。グループ活動の場の提供について検討	1(24 年度)
			ウ 地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。	子育て支援課	○	月例事業説明会の実施(土曜日開催も含む)、会員交流会の開催、自治会・町内会、学校等を通じたリーフレット等による啓発活動の実施。提供会員数 171 人、依頼会員数 379 人、両方会員 27 人、合計 577 人 活動件数 1,619 件	2(現状維持)
			エ 子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成を行う子育てひろば事業を進めます。また、五日市地区での事業実施について検討します。	子育て支援課	○	H23.9.1 より五日市地区へ「子育てひろばいつかいち」を開設。計 3 か所での実施となった。	2(現状維持)
			オ 乳幼児の医療費助成について国の制度となるよう要望します。また、義務教育就学児の医療費助成について所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望します。	子育て支援課	○	所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望している。	2(現状維持)
			カ 2・3・4 歳児の親子を対象に、集団活動を通して幼児の遊びと母親同士の子育ての交流の場として実施している幼児クラブを充実し、子どもと保護者のふれあいを応援します。	児童課	○	各児童館にて毎週金曜日に実施しているほか、運動会等の合同行事も実施	2(現状維持)
			キ 健康な体の育成と豊かな情操を養うため、児童館での各種の体験活動を進めます。	児童課	○	各種教室や季節行事の実施	2(現状維持)
			ク 安全・安心な遊び場として、耐震基準に適合しない児童館の耐震化を図ります。	児童課	○	平成 23 年度に若葉児童館工事実施済。 平成 24 年度に若竹児童館工事実施	3 その他(24 年度完了)
			ケ 児童クラブ事業を充実し、子どもの遊び場を確保します。	児童課	○	小宮小学校、戸倉小学校の統廃合に伴い事業目的を達成。平成 23 年度末、小宮児童クラブ廃止。 平成 24 年度末、戸倉児童クラブ廃止予定。	3 その他(24 年度完了)
			コ 学校等の施設を利用して、地域の方々の参画を得ながら児童の放課後の安全・安心な居場所を提供している放課後子ども教室を実施します。	生涯学習推進課	○	・草花小学校放課後子ども教室(全 29 回、登録児童数 151 人、延べ 2,144 人) ・多西小学校放課後子ども教室(全 28 回、登録児童数 170 人、延べ 2,018 人) ・東秋留小学校放課後子ども教室(全 17 回、登録児童数 117 人、延べ 1,287 人)	2(拡大)

		サ 幼稚園において、未就園児や保護者に対して実施している子育て支援事業を進めます。	児童課	○	H22 年度実績(子育て相談 3 園、子育て井戸端会議 2 園、未就園児の保育 5 園、園庭・園舎の開放 6 園、子育て情報の提供 3 園、子育て講座・講演会 2 園) H23 年度実績(子育て相談 3 園、子育て井戸端会議 2 園、未就園児の保育 5 園、園庭・園舎の開放 6 園、子育て情報の提供 3 園、子育て講座・講演会 2 園)	2(現状維持)
		シ 出産で入院する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な方に対して、出産できるようその費用を助成します。	子育て支援課	○	実績 3 件	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具体的な取組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援	(2)保育サービスの充実	ア 保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、一時的に預かる乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）の充実を図ります。	子育て支援課	○	H23 年度より新たに東秋留保育園が加わり、計12園での実施となった。	2(現状維持)
			イ 保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、短期間保護する乳幼児短期保護事業を進めます。	子育て支援課	○	1か所 定員 0歳から2歳 5人 3歳から5歳 5人	2(現状維持)
			ウ 保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。【重複掲載 (4)オ】	子育て支援課	○	1園 定員 4人	2(現状維持)
			エ 保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。【重複掲載 (4)カ】	子育て支援課	×	保護者の要望や状況を確認しながら、実施について検討する。	3(引続検討)
			オ 保護者が仕事等の理由で通常保育に間に合わない場合の延長保育サービスを進めます。	児童課	○	1時間延長私立12園（分園含む） 30分延長公立2園	2(現状維持)
			カ 保育園に通園している児童で、保護者の就労等により休日における保育に欠ける児童の保育を進めます。	児童課	○	西秋留保育園に委託	2(現状維持)
			キ 保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大を図るとともに定員の弾力的運用により待機児童の解消を図ります。	児童課	○	H22 秋川あすなろ保育園 H22.10 0～2歳児定員増(14人) H22 誠和保育園 H22.11 0～2歳児定員増(22人) H23 東秋留保育園 H24.1 0歳児保育開始(10人) 増戸保育園 H24.4 0～2歳児定員増(10人) 五日市わかば保育園 H24.4 0～2歳児定員増(10人) 光明第六保育園 H24.4 0～2歳児定員増(2人)	2(拡大)
			ク 低年齢児保育需要に対応するため、小規模で家庭的な認証保育所の充実を図ります。	児童課	○	市内2園(利用人数：H22延716人、H23延725人) 市外4園(利用人数：H22延75人、H23延43人)	2(現状維持)
			ケ 生後3か月から3歳未満の児童を対象に、保護者が就労等の理由により保育を必要とする場合、保護者に代わり保育者の自宅で保育する家庭福祉員事業を進めます。	児童課	○	登録者は1人(草花地区) 延べ人員：H22年度(56人)H23年度(55人)	2(現状維持)
			コ 市立保育園の民営化を検討します。	児童課	○	22年度中に東秋留保育園、西秋留保育園を民設民営化	2(拡大)

		サ 老朽化の進む私立保育園にあつては、国の補助制度を活用し、建替事業を実施します。	児童課	○	H22 秋川あすなろ保育園増築 H22 誠和保育園建替 H23 東秋留保育園建替 (24 までの 2 年) H23 増戸保育園建替 (24 までの 2 年) H23 五日市わかば保育園建替 (24 までの 2 年) H23 光明第六保育園建替 (24 までの 2 年)	2(拡大) 五日市保育園建替 (25 までの 2 年)
		シ 幼稚園児の保護者が就労等で幼稚園の基本保育時間での送迎に間に合わない場合、幼稚園での預かり保育事業を実施します。	児童課	○	6 園で実施 H22(925 日、14, 335 人) H23(1085 日、16, 076 人)	2(現状維持)
		ス 保育園や幼稚園で未就園児や保護者を対象に、園庭開放や交流事業などを進めます。	児童課	○	公立保育園 3 園、私立保育園 12 園 (分園含まない)、私立幼稚園 6 園	2(現状維持)
		セ 学童クラブの待機児童の解消及び育成時間の延長について検討するとともに、地域の高齢者に昔ながらの遊びを指導してもらうなど、ボランティアの活用を図ります。	児童課	○	耐震化工事に併せ改修工事を行い定員の増加を図った。育成時間延長について、ニーズの把握を含め実施に向けて検討中。	2(拡大)
		ソ 保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を進めます。	児童課	○	各施設で保護者の希望に沿えるよう、加配の対応をしている。	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	1 保育サービスの充実、 地域・家庭における子育ての支援	(3)子育て支援のネットワークづくり	ア 総合的な子育て支援情報誌やガイドブックを作成します。	子育て支援課	○	・るのキッズ通信（旧子育て支援情報誌）年間4回 各回1,500部発行 ・総合的な子育て支援ガイドブックの作成発行 年間800部 ・子育て情報メール「るのキッズ通信」の配信開始	2(現状維持)
			イ 子育て講座から立ち上がった地域の子育てグループ（子育てサークル）の代表者による会議を開催し、一層の情報の共有や連携を図ります。	子育て支援課	○	連絡会2回、交流会1回開催	2(現状維持)
			ウ 保育園・幼稚園の情報公開を進めるとともに、地域交流・世代間交流の機会をもつなど、地域に開かれた保育園・幼稚園をめざします。	児童課	○	公立保育園3園、私立保育園12園（分園含まない）、私立幼稚園6園	2(現状維持)
			エ 保育園・幼稚園・児童館で、子育てに不安をもつ親の悩みなどの解決を図ります。	児童課	○	公立保育園3園、私立保育園14園（分園含む） 私立幼稚園6園、児童館10館	2(現状維持)
	(4)仕事と子育ての両立支援の推進		ア あきる野男女共同参画プランに基づき、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現のために意識啓発等を実施するとともに、あきる野男女共同参画の第2次計画を策定します。	生涯学習推進課	×	第3次あきる野市男女共同参画プランの策定に向けて、平成24年7月に推進市民会議を立ち上げ、本部会等を開催して作業を進めている。	1(24年度)
			イ 市民・事業者を対象に、育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。	観光商工課	○	公共施設の案内コーナーなどに、リーフレット・パンフレットを置く	2(現状維持)
			ウ 就労意欲をもつ子育て中の女性に対して、ハローワークとの協力体制により、再就職を支援します。	観光商工課	○	就労支援は常時行っているが、子育て中の女性に限定しては行っていない	3(引続検討)
			エ 地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。	子育て支援課	○	月例事業説明会の実施（土曜日開催も含む）、会員交流会の開催、自治会・町内会、学校等を通じたリーフレット等による啓発活動	2(現状維持)
			オ 保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。【重複掲載 (2)ウ】	子育て支援課	○	1園 定員 4人	2(現状維持)
			カ 保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。【重複掲載 (2)エ】	子育て支援課	×	保護者の要望や状況を確認しながら、実施について検討する。	3(引続検討)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	2 親と子どもの教育環境づくり	(1)次代の親の教育	ア 児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として家庭教育学級を充実し、各種講座を実施します。	公民館	○	1.「おじいちゃんおばあちゃんの子育て」 乳幼児と関わる祖父母を対象に孫とのかかわり方についての講座を実施。 受講者29人 2.「くらしの時間が絆をはぐくむ」 市内子育てグループ・市P連との共催により、小中学生を持つ保護者を対象に講演会を実施。子どもが作る「弁当の日」の実践例から親子のありかたを学ぶ。 受講者145人 3.「心の東京塾～子どものがまん～」 東京都青少年・治安対策本部と共催により、多西児童館の協力を得て、乳幼児をもつ保護者を対象にグループワークを実施。 受講者8人 4.DIY講座「親子木工教室」 小学生の親子対象に実施。 受講者20人 5.「親子体験学習」 小中学生の親子対象に実施。 講座4回 受講生延べ35人	2(縮小)
			イ 子育て中の親が、子育て講座など各種講座に参加の機会がもてるよう託児付講座の開催を進めます。	公民館	○	参加対象に合わせて育児や子どもの成長に関する学習を受けられるよう、託児付き或いは子どもが同伴できるよう配慮した。 講座2 同伴3人(託児利用者1人) 講座3 同伴5人	2(現状維持)
			ウ 家庭、学校、地域及び関係機関との連携・協力のもと、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力を高めます。	生涯学習推進課	○	・あいさつ標語カルタ大会(H23.7.9、参加者数132人) ・あいさつ標語懸垂幕の掲出(H23.8.1～8.12、11.1～11.20)	2(現状維持)
			エ 子どもを生み育てることの喜びや意義を理解してもらうため、リーフレットの配布などにより子育ての意識啓発を進めます。	健康課	○	市広報紙・ホームページ、通信誌、リーフレット配布、メール配信などを有効に活用	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	2 親と子どもの教育環境づくり	(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	ア 市民の教育への関心と理解を深め、次代のあきる野を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進し、市の教育の充実と発展を図ることを目的に制定した「あきる野市教育の日」（12月第1土曜日）の趣旨を生かし、小学生・中学生による発表会の実施など、事業の充実を図ります。	生涯学習推進課	○	・中学生の主張大会（H23.12.3、応募者数 1,377人、発表者 14人、来場者 360人） ・青少年音楽の祭典（H24.2.12、出演団体 25団体、来場者 3,059人）	2(現状維持)
			イ 子ども一人ひとりの学力の向上を図るため、教員補助員を配置する時間数等を検討するなどし、学習環境の整備・充実を進めます。	指導室	○	・各学校の状況に応じて、教科補助（つまりいている児童・生徒の指導補助、習熟度に応じた指導補助）及び特別支援教育指導補助（巡回相談対象児童・生徒及び個別指導計画作成済みの児童・生徒を対象にした指導補助）を配置した。	2(拡大)
			ウ あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、保育園、幼稚園、学校、児童館等との連携を進めるなどして、読書活動を充実します。また、学校においては、学校図書館補助員を配置する時間数等について検討するなどして、読書活動の充実を図ります。読み聞かせボランティアの活用も進めます。	児童課 指導室 図書館	○	児童館5館において、ボランティアによる読み聞かせを実施している。（児童館担当）	2(現状維持)
					○	公立保育園3園、私立保育園14園（分園含む） 私立幼稚園6園、（保育係）	2(現状維持)
					○	・あきる野市子ども読書活動推進学校図書館連絡会開催（H21年度から） ・あきる野市子ども読書活動推進連絡会開催（H21年度から） ・あきる野市図書館ホームページに子ども読書活動を推進する各課の取組情報を掲載した「子ども読書支援活動」のページを新設（H23年度） ・市民協働事業（読み聞かせボランティアによるおはなし会の開催、児童館へ派遣読み聞かせ）（図書館）	2(現状維持)
					○	・学校図書館補助員配置 400時間 ・あきる野市子ども読書活動推進学校図書館関係者連絡会へ参加(年3回) ・小学校9校で、ボランティアによる読み聞かせを実施(指導室)	2(現状維持)
			エ 道徳授業の一層の充実を図るとともに、市民への公開を推進して市民参加の強化を図ります。	指導室	○	小学校12校、中学校6校 道徳授業地区公開講座の実施	2(現状維持)
			オ 放課後や週末における青少年の学校外活動の充実と地域資源（魅力ある講師や施設など）を活用した活動の場づくりを推進します。	生涯学習推進課	○	少年少女ドッジボール大会（H24.2.25、参加者数 892人）	2(現状維持)

		カ 児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するため、教育相談所、スクールカウンセラー及び適応指導教室における専門的な教育相談を進めます。	指導室	○	・教育相談所 来所相談件数 1,100 件 (延べ) ・スクールカウンセラー配置 (都) 小学校 4 校、中学校 6 校 ・スクールカウンセラー配置 (市独自) 小学校 2 校	2(現状維持)
		キ 学校の運営や教育内容について校長が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民などから幅広く意見をいただくことにより、地域との連携をより強めた開かれた学校づくりを進めます。	指導室	○	小学校 1 2 校、中学校 6 校 学校公開 (週間) の実施	2(現状維持)
		ク 学校公開を通して信頼される学校づくりを進めます。また、学校施設の開放は、スポーツ開放として、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に貸し出します。また、利用者が安全で利用しやすい施設環境をつくるため、学校教育施設の点検及び器具の充実を図ります。	指導室 スポーツ推進課	○	トイレの改修や設備の点検及び器具の充実等を実施	2(現状維持)
		ケ 保育園、幼稚園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。	指導室 教育総務課	○	小幼保連絡会の実施 年 2 回	2(現状維持)
		コ 次代を担う子どもたちに健康で心豊かな生活と体を動かす楽しみを知ってもらうため、生涯スポーツの基礎づくりの場や子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実を図ります。	スポーツ推進課	○ ○ ○ ○	子どもすもう大会の実施 秋川流域小中学生駅伝大会の実施 親子開放事業の実施 小学生水泳教室の実施	2(現状維持) 2(現状維持) 2(現状維持) 2(現状維持)
		サ 幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、補助制度により幼稚園等を支援し、幼児教育の振興と充実を図ります。	児童課	○	幼稚園・幼児園 7 か所	2(現状維持)
		シ 地域の教育力を活かし、自然とのふれあいの場としての森林の活用について町内会・自治会などの関係団体と意見交換を進めながら、自然体験活動を進めます。	環境政策課	○	・多西地区の3町内会の代表者を含む「菅生若宮子ども体験の森事業実行委員会」を組織し、子ども体験の森において、子どもを対象とした自然体験イベントを実施している。(平成22年度～) ・森の子コレンジャーは、森林レンジャーや地域の方と一緒に、自然の中で学び遊びながら森づくり活動をしている。(平成23年度～) ・小宮ふるさと自然体験学校を開校し、地域の方の協力を得ながら、市内小学校を中心とした自然体験事業を展開する。(平成24年度～)	2(拡大)
		ス 栄養相談、栄養教育や健康教育は乳幼児期から取り組むため、保育園、幼稚園及び学校との連携を検討します。	健康課 児童課 学校給食課	○	3 歳児健診時におやつのとおり方、バランスの取れた食事などの食育を実施。学校給食課栄養士と夏休み料理教室の開催	2(現状維持)
		セ 経済的理由により学用品等の購入が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課	○	就学援助 小学校 6 6 3 人 中学校 4 0 3 人	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	3 要保護児童 への対応の 充実	(1) 児童虐待防止 対策の充実	ア 市広報紙・ホームページなどを有効に活用し、児童虐待防止のための啓発を図ります。また、「児童虐待防止対応マニュアル」の見直しを行います。	子育て支援課	○	市広報紙・ホームページ、通信誌、メール配信などを有効に活用し、児童虐待防止のための啓発活動の実施。ポスター等の掲示物等の配備品を増加要求し設置、掲示を検討。	2(拡大)
			イ 児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における関係機関相互の情報交換や連携の強化を図ります。	子育て支援課	○	要保護児童の登園・登校状況の把握システム構築に努める。関係機関が開催するケース会議や連絡会等に参加。母子、精神保健関係機関との連絡会の開催を検討。	2(拡大)
			ウ 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。	子育て支援課	○	代表者会議 2回 実務者会議 3回 個別ケース検討会議 20回 講演会等の開催を検討。	2(拡大)

	中項目	小項目	取 組 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	3 要保護児童 への対応の 充実	(2)ひとり親家庭 等への支援の充 実	ア 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行い、自立を支援します。	子育て支援課	○	ヘルパー派遣会社への委託事業 1社 利用件数3件 延432日 (H23年度実績)	2(現状維持)
			イ ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給します。	子育て支援課	○	・受給者数 1,026世帯 (H23実績) ・受給児童数 1,548人 (H23実績)	2(現状維持)
			ウ 母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	○	・受給者数 675人 (H23実績) ・支給停止者数 94人 (H23実績)	2(現状維持)
			エ 18歳以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者と子どもの医療費を助成します。	子育て支援課	○	・受給者数 1,266人 (676世帯) ・医療費助成件数 13,576件	2(現状維持)
			オ 東京都内に6か月以上居住している母子家庭で、20歳未満の子どもを扶養している方を対象に、「東京都母子福祉資金」の貸付をします。	子育て支援課	○	東京都の制度として母子家庭の方や配偶者のいない女性の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付。 1件 (H23実績)	2(現状維持)
			カ 母子家庭の母親の自立を促進するため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合の受講料の一部を支給します。	子育て支援課	○	母子家庭で、指定した職業能力開発のための講座を受講した者に対して、自立支援教育訓練給付金の支給 3件 (H23実績)	2(現状維持)
			キ 母子家庭高等技能訓練促進費事業を充実させ、母子家庭の母親が看護師等の資格取得のため、専門学校等に入学する場合に一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。	子育て支援課	○	母子家庭で、2年以上、看護師、理学療法士等の養成機関で、資格取得を目的として就学する場合、高等技能訓練促進費を支給し、生活の負担の軽減を図る。 7件 (H23実績)	2(現状維持)
			ク 母子家庭の母親や寡婦の自立に必要な相談や支援を行います。	子育て支援課	○	実相談人数 462人 (H23実績) 相談延べ件数2,048件 (H23実績)	2(現状維持)
			ケ 民生委員・児童委員は、地域社会の中で問題を抱えている方の調査・相談・指導・助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動も行っています。また、児童委員も兼ねていて、いじめや児童虐待の問題など子育て支援に関することにも取り組んでいます。主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。	生活福祉課	○	地域において様々な問題等について、指導や助言をする一方で、個別ケースに応じて関係機関への協力や連絡調整を行っている。	2(現状維持)
			コ 地域の課題をきめ細かく把握していくため、民生委員・児童委員はふれあい福祉委員と連携・協力しながら活動を展開しており、今後も活動の充実を図ります。	生活福祉課	○	6名のふれあい福祉委員が民生・児童委員の協力員となっており、相互の団体間で連絡調整を図っている。	3(拡大)
サ 就労機会に恵まれないなど、安定した生活基盤を築くことが困難な低所得世帯の社会的な自立に向け、各種助成についての情報提供や相談体制の充実などを図ります。	子育て支援課	○	市広報やホームページ、チラシ等で周知を図っている。また、また、個別相談なども実施している。	2(現状維持)			

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実施状況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	3 要保護児童 への対応の 充実	(3) 障がい児施策 の充実	ア 20歳未満の障がい児の保護者に「特別児童扶養手当」を支給します。	子育て支援課	○	・受給者数 107人 (H23実績) ・事務取扱件数 190件 (H23実績)	2(現状維持)
			イ 保護者が疾病、冠婚葬祭等のため介護が一時的に困難となった場合に、障がい児を家庭で保護する「心身障がい児の緊急一時保護」を継続して実施します。	障がい者支援課	○	継続して実施中 介護人登録者数 57人 延べ保護人数 210人	2(現状維持)
			ウ 本市がこれまで進めてきた特別支援教育の成果を踏まえ、現在抱えている課題の解決を図りながら、障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組んでいきます。【重複掲載 第2節3(1)ア】	教育総務課	○	1 設置校数 (5/1 現在 学級数・在籍数) ・知的障害特別支援学級固定制設置校数 小学校 4校 10学級 64人在籍 中学校 2校 5学級 30人在籍 ・情緒障害等特別支援学級固定制設置校数 中学校 1校 1学級 6人在籍 2 副籍交流事業 対象者 69人 実施者 53人 (76.8%)	2(現状維持)
			エ 保育園・幼稚園へ巡回相談員を派遣し、園児の適切な支援のあり方について、保育者にアドバイスを行うとともに、障がいの早期発見・早期対応に努めます。また就学支援シートを活用し、保育園・幼稚園と学校との間で特別な支援の必要な児童の情報を共有し、個々のニーズに応じたきめ細かい対応に努めます。	児童課	○	希望する保育園・幼稚園に巡回相談員を派遣し、特別な支援を必要とする園児の適切な支援の在り方に関して保育者に助言する。	2(現状維持)
			オ 障がい児が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級（固定）の充実に努めます。【重複掲載 第2節3(1)イ】	教育総務課	○	1 設置校数 (5/1 現在 学級数・在籍数) (1) 知的障害特別支援学級固定制設置校数 小学校 4校 10学級 64人在籍 中学校 2校 5学級 30人在籍 (2) 情緒障害等特別支援学級固定制設置校数 中学校 1校 1学級 6人在籍 2 副籍交流事業 対象者 69人 実施者 53人 (76.8%)	2(現状維持)
			カ 学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的に配慮が必要な子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう、特別支援学級（通級）の充実に努めます。【重複掲載 第2節3(1)ウ】	教育総務課	○	1 設置校数 (5/1 現在 学級数・在籍数) ・情緒障害通級指導学級 小学校 3校 9学級 72人在籍 中学校 2校 5学級 13人在籍 ・言語障害通級指導学級 小学校 1校 2学級 28人在籍 2 入級相談委員会 8回開催	2(現状維持)
キ 身体障害1級から4級まで、知的障害1度から4度まで、あるいは脳性麻痺や進行性筋萎縮症などの20歳未満の障がい児に対し「心身障害者福祉手当」を支給します。	障がい者支援課	○	継続して実施中 月額7,000円支給 (年3回、4,8,12月に支給)	2(現状維持)			

		ク 身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度までの手帳をもつ障がい児に対し「心身障害者(児)交通費等助成金」を支給します。	障がい者支援課	○	継続して実施中 月額2,400円支給 (年3回、4,8,12月に支給)	2(現状維持)
		ケ 20歳未満で身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい児に対し「障害児福祉手当」や「重度心身障害者手当」を支給します。	障がい者支援課	○	継続して実施中 障害児福祉手当 月額14,280円 重度心身障害者手当 月額60,000円	2(現状維持)
		コ 保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を行います。	障がい者支援課	○	保育園43名 児童館31名 幼稚園20名	2(現状維持)
		サ 障がい児の療育相談などを実施している支援機関と連携し、在宅生活を支援します。	障がい者支援課	○	継続して実施中	2(現状維持)
		シ 居宅介護(ホームヘルプサービス)や移動支援など、障害者自立支援法の各サービスを利用して、障がい児の在宅生活、あるいは外出支援や余暇活動の参加を促進します。	障がい者支援課	○	継続して実施中	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度末 の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)良好な居住環境の整備	ア 地域特性を活用し、河川、丘陵、緑地等、恵まれた自然を遊び場として情報提供するとともに、身近な地域での公園設置については、「あきる野市緑の基本計画」と合わせて整備の検討を進めます。	都市計画課 管理課	×	・平成23年度：具体的な取組なし ・平成24年度：緑の基本計画の改定作業に着手しており、市街地内の公共空間のあり方を検討していく。	1(24年度)
			イ 公共施設、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。【重複掲載 第2節3(3)ウ】	生活福祉課 施設営繕課 建設課	○ ○	・公共施設等で推進していく。 ・新設道路の整備にあたり、総延長420mの歩道を設置	2(現状維持) 2(現状維持)
			ウ 新築の市有建築物についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、既存建築物についても計画的に改善・整備を進めます。【重複掲載 第5節3(1)イ】	生活福祉課 施設営繕課	○	既存施設等の改修工事で整備・改善を進めている。	2(現状維持)
			エ 平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための「基本構想」の策定について検討を進めます。駅周辺の整備に合わせ、策定していくこととします。【重複掲載 第5節3(1)ウ】	生活福祉課 都市計画課	○	平成22年度までに市内5駅のバリアフリー化が完了。現在、秋川駅北口内の五日市街道の歩道がバリアフリー(段差解消等)に対応した改修を行っている。	2(拡大)
			オ 鉄道やバス等の公共交通機関事業者に対し、施設・車両のバリアフリー化の取り組みを要請していきます。【重複掲載 第5節3(1)エ】	企画政策課	○	西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、JR東日本八王子支社へ要望活動を実施	2(現状維持)
			カ 東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供、適合証の交付などを行います。【重複掲載 第5節3(1)オ】	生活福祉課 施設営繕課	○	東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、指導、情報提供及び適合証を交付しており、引き続き実施していく。	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第一節 子どもにかかわる施策	4 子育てを支援する生活環境の整備	(2) 子ども等の安全の確保	ア 青少年健全育成地区委員会では、子どもたちが通学途中や遊びの際に犯罪に巻き込まれそうになったときや困ったことが起きたときに避難できるよう、関係機関や地域の方々の協力により「がくどうひなんじょ」の看板を設置し、地域ぐるみで子どもが安全で安心して活動できるよう地域の支援体制の構築に努めています。	生涯学習推進課	○	「がくどうひなんじょ」看板設置数 904件	2(現状維持)
			イ 市広報紙・ホームページを活用し、防犯活動のPRの充実を図ります。また、警察、防犯協会、町内会・自治会及び関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。	地域防災課	○	安全・安心まちづくり協議会において、市事務局と検討中	2(現状維持)
			ウ 保育園、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取り組み体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。	児童課 教育総務課	○	・防犯パトロールの実施（新学期等） ・交通安全推進委員の配置 市内35箇所 ・学校安全ボランティアの活動支援	2(現状維持)
			エ 交通事故防止の推進を図るため、警察、交通安全協会の協力を得て、交通安全運動や交通安全教室などの講習会を通じ意識の高揚を図ります。	指導室 教育総務課	○	「自転車安全利用五則」等を活用した安全教育の実施	2(現状維持)
			オ 消防署と消防団の連携を軸にして防災・消防対策を推進します。更に、平成20年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。	地域防災課	○	・防災・安心地域委員会役員会において、市事務局と検討中 ・災害時要援護希望申請の際、関連機関へ情報提供を行うことについての同意を得ている。	2(現状維持)
			カ 関係機関と調整を行い、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討します。	地域防災課	○	防災・安心地域委員会役員会において、市事務局と検討中	2(現状維持)
			キ 学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導等の活動を支援します。	教育総務課	○	・学校安全推進会議 年3回実施 ・学校安全講習会 年2回実施 ・スクールガードリーダー（警察官OB）による小学校を中心とした校内及び通学路等の安全点検の実施。 ・学校安全ボランティアの活動支援	2(現状維持)

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	1 理解と交流の促進	(1)障がい理解のための啓発活動・交流の促進	ア 市広報紙・ホームページで障がい者週間（12月3日から12月9日まで）を周知するとともに障がい理解のための啓発記事を掲載します。	障がい者支援課	○	障害者週間については、市広報掲載や庁舎内にポスター掲示。障がい理解のための広報掲載	2（現状維持）
			イ 市役所コミュニティホールに障がい者の絵画や陶芸などの作品を展示し、障がい理解のための啓発活動を行います。	障がい者支援課	○	障害者3施設（コスモス、ひばり、希望の家）合同作品展実施	2（現状維持）
			ウ 講演・映画などを通じて市民、特に小・中学生の障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者との交流を促進します。	障がい者支援課	○	障がい理解のための映画上映（5回／年）実施 有識者による講演会実施	2（現状維持）
			エ 社会福祉協議会が実施している「夏！体験ボランティア」や、「ふれあいクリスマス会」などを支援し、交流の場づくりを進めます。	障がい者支援課	○	要請に応じ支援する。	2（現状維持）

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	2 自立生活の 支援	(1)情報提供・相談 支援体制の充実	ア 地域自立支援協議会を中核として、地域の課題を整理しながら専門的な相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課	○	協議会各部会において、それぞれの課題について協議している。	2(現状維持)
			イ 障がい者が気軽に利用できる障がい福祉の拠点施設を「あきる野サポートセンター」(秋川健康会館)とし、地域における障がい者の自立生活を支援するため、就労支援や生活支援などの総合的な支援を行います。	障がい者支援課	○	障がい者相談施設として理解されてきたため、相談等が増加している。電話：3, 270件 来訪：1, 076人、訪問：447件	2(拡大)
			ウ 身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員及び相談支援事業者と連携し、情報提供や相談支援に当たります。	障がい者支援課	○	各種講演会、研修会への関係機関の出席者が増加し、連携強化が進んでいる。	2(拡大)
			エ 障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引の発行や市広報紙・ホームページを通じて情報提供の充実を図ります。	障がい者支援課	○	窓口において冊子配布。障がい者制度の改正に合わせ広報媒体を判りやすく改定	2(拡大)
		(2)在宅支援サービスの充実	ア 在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実を図ります。	障がい者支援課	○	年度途中から同行援護が加わり、充実が図られた。	2(拡大)
			イ 入浴サービス、おむつの給付等により、在宅生活を支援します。	障がい者支援課	○	入浴サービスの増加要望が出ている	2(拡大)
			ウ 補装具や日常生活用具の給付などを行い、在宅生活を支援します。	障がい者支援課	○	新しい器具等の発売により、日常生活用具給付内容等の見直しが必要となっている。	2(拡大)
			エ 障がい児の療育相談などを実施している支援機関と連携し、在宅生活を支援します。	障がい者支援課	○	法改正等により関係機関とさらなる連携を深めている。	2(拡大)
			オ 障がい者を見守り支援したり、重度脳性麻痺者の介護者に手当を支給するなど、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	障がい者支援課	○	事業実施により家族の負担軽減を図っている。	2(現状維持)
			カ 障害基礎年金、障がいに関する各種手当、難病患者等見舞金、交通費等を支給し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課	○	事業実施により経済的負担軽減を図っている。	2(現状維持)
		(3)コミュニケーション支援の充実	ア 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳及び要約筆記を行う手話通訳者を派遣します。	障がい者支援課	○	利用者の高齢化等により、病院での手話利用が増加している。	2(現状維持)
			イ 視覚障がい者のための活字読み上げ装置や拡大読書器を窓口に備えるなど、コミュニケーションの支援を行います。	障がい者支援課	○	窓口におき貸し出しも実施している。	2(現状維持)
			ウ 市の窓口到手話通訳の可能な職員を配置し、コミュニケーション支援の充実を図ります。	障がい者支援課	×	手話ができる職員の配置が難しい。	3 その他 (引続検討)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	2 自立生活の 支援	(4)暮らしや生活 の場の確保	ア 障がい者の地域での自立生活を促進するため、東京都補助制度を活用したグループホーム・ケアホームの整備を支援します。	障がい者支援課	○	国の方針（障がい者の地域移行）により、年々増加しており、建設を推奨している。	2(拡大)
			イ 連帯保証人の確保ができないため、民間賃貸住宅への入居に困窮している障がい者の世帯に対し、民間賃貸住宅への入居を支援します。	障がい者支援課	○	要綱で規定しているが、利用実績がない。	2(現状維持)
			ウ 障がい者の日常生活の利便を図るため、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成します。	障がい者支援課	○	在宅障がい者が生活しやすいように住宅設備改修を実施。平成23年度実績2件	2(現状維持)
			エ 東京都精神障害者退院促進支援事業に協力し、地域生活への移行を促進します。	障がい者支援課	○	関係機関と連携し対象者を地域移行させた。	2(現状維持)
		(5)権利擁護のた めの支援	ア 消費者被害、クーリングオフ、成年後見制度利用などについて、司法書士等が相談に応じ、支援します。	障がい者支援課	○	司法書士等との連携により事業実施している。	2(拡大)
			イ 配偶者及び4親等内の親族がない知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用しようとする場合は、後見、保佐及び補助に係る審判の請求手続を支援します。	障がい者支援課	○	対象者を支援している。	2(拡大)
			ウ 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表するという東京都事業の普及・啓発を行います。	障がい者支援課	○	一部事業者において第三者評価を実施している。	2(拡大)

	中項目	小項目	取 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	3 生活行動の 支援	(1)一人ひとりの ニーズに応じた 教育の推進	ア 本市がこれまで進めてきた特別支援教育の成果を踏まえ、現在抱えている課題の解決を図りながら、障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組んでいきます。【重複掲載 第1節3(3)ウ】	教育総務課	○	・特別支援教育検討委員会 年1回 ・都区別支援教育推進連絡会 年2回 ・特別支援教育専門委員会 年3回 ・特別支援コーディネーター連絡会 年3回 ・特別支援コーディネーター養成研修 年6回 ・特別支援学級担当者連絡協議会 年8回 ・各学校における構内委員会の実施 ・巡回相談員における相談及び指導の実施	2(現状維持)
			イ 障がい児が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級（固定）の充実を図ります。【重複掲載 第1節3(3)オ】	教育総務課	○	1 設置校数（5/1 現在 学級数・在籍数） (3) 知的障害特別支援学級固定制設置校数 小学校 4校 10学級 64人在籍 中学校 2校 5学級 30人在籍 (4) 情緒障害等特別支援学級固定制設置校数 中学校 1校 1学級 6人在籍 2 副籍交流事業 対象者 69人 実施者 53人 (76.8%)	2(現状維持)
			ウ 学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的に配慮が必要な子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう、特別支援学級（通級）の充実を図ります。【重複掲載 第1節3(3)カ】	教育総務課	○	1 設置校数（5/1 現在 学級数・在籍数） ・情緒障害通級指導学級 小学校 3校 9学級 72人在籍 中学校 2校 5学級 13人在籍 ・言語障害通級指導学級 小学校 1校 2学級 28人在籍 2 入級相談委員会 8回開催	2(現状維持)
	(2)日中活動の場 の確保	ア 通所授産施設や通所訓練施設を新たなサービス体系に移行し、日中活動の場を確保します。	障がい者支援課	×	平成23年度未実施。平成24年度において新法移行に向けた取り組みを実施	1(25年度)	
		イ 常時介護を必要とする人に、昼間、施設での専門的な介護サービスが受けられるなど、誰もが安心して生活できるよう日中の介護サービスを充実します。	障がい者支援課	○	居宅介護、重度訪問介護等の事業者が増加している。	2(拡大)	
		ウ 就労に必要な知識及び能力向上のため必要な訓練を行ったり、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するなど支援する場を確保します。	障がい者支援課	○	就労継続支援事業者が増加している。	2(拡大)	
		エ 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を行う場を確保します。	障がい者支援課	○	地域活動支援センターにより実施	2(現状維持)	
		オ 拠点施設（あきる野サポートセンター）を障がい者の交流の場とします。	障がい者支援課	○	障がい者の利用が増加している。	2(拡大)	

	中項目	小項目	取 組 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	3 生活行動の 支援	(3)生活活動範囲 の拡大・外出の支 援	ア 屋外での移動が困難な障がい者の外出のための支援を行います。	障がい者支援課	○	移動支援、同行援護等の支援を行っている。	2(拡大)
			イ 社会福祉協議会で実施している障がい者等の送迎サービスを支援します。	生活福祉課	○	市から社会福祉協議会に家事援助サービスの移送サービス事業について助成金を交付し支援している。	2(現状維持)
			ウ 公共施設・公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。【重複掲載 第1節4(1)イ】	生活福祉課 施設営繕課 建設課	○	・公共施設等で推進していく。 ・新設道路の整備にあたり、総延長420mの歩道を設置	2(現状維持)
			エ 自動車運転教習費用の助成や身体障害者用自動車改造費の助成を行い、日常生活の利便や生活圏の拡大を図ります。	障がい者支援課	○	自動車運転教習費用の助成 1件 身体障害者用自動車改造費の助成 3件	2(現状維持)
			オ 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳者を派遣し、生活行動を支援します。	障がい者支援課	○	利用者7人、利用回数68回、 延べ時間数209時間	2(現状維持)
			(4)緊急時対応、安 全な避難場所の 確保	ア 聴覚障がい者が、携帯電話等を利用して緊急通報を行う緊急メール通報やファクシミリを利用して緊急通報を行う緊急ファクシミリ通報などに係る情報の提供や活用を促進します。	障がい者支援課	○	窓口に来庁した聴覚障がい者に情報提供している。
	イ 障がい者などを対象に家具転倒防止器具等を給付することにより、震災時における被害を軽減させ、安全・安心の向上を図ります。	地域防災課		◎	平成21年度から23年度まで、障がい者を含めた一般市民を対象に転倒防止器具の給付を実施した。今後、実施予定の見込みはなし。		
	ウ 障がい者も含めた災害時要援護者対策を踏まえ、地域防災計画を策定します。	地域防災課		○	平成23年度末、地域防災計画作成。東日本大震災での教訓や東京都の新たな被害想定を踏まえ、現在、見直しを進めている。	2(拡大)	
	エ 障がい者が利用する作業所等について、避難所としての利用を検討します。	地域防災課		○	障害者施設等との間に二次避難所として開設することについての協定締結に向けた取組を推進中	2(拡大)	
	オ 地域防災計画において、障がい者も含め医療体制の整備をします。	地域防災課		○	医療機関等の組織と協定を結び災害時における医療体制の整備を進めている。	2(拡大)	

	中項目	小項目	取 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第二節 障がい者にかかわる施策	4 社会参加の 支援	(1)就労の支援	ア 障がい者就労・生活支援センターを開設し、就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援、職場開拓など、障がい者の就労を支援します。	障がい者支援課	○	ハローワーク等との連携により就労支援定着、就労を支援している。	2(拡大)
			イ 就労移行支援、就労継続支援などの事業者と連携を図り、障がい者の就労に関する情報提供をします。	障がい者支援課	○	就労支援センターとの連携で事業実施している。	2(拡大)
			ウ 地域自立支援協議会での就労支援部会を中心として、障がい者の就労に関する知識や情報を交換したり、仕事の提供先の確保などを図ります。	障がい者支援課	○	部会において課題等の検討・情報交換をしている。	2(拡大)
			エ 生産活動の機会の提供を行っている地域活動支援センターの運営を支援し、障がい者の社会参加を支援します。	障がい者支援課	○	地域活動支援センターとの連携を強化している。	2(現状維持)
		(2)余暇活動・生涯 学習活動への支援	ア 障がい者の支援事業者などが行う障がい者を対象にしたスポーツイベント、講座等への協力や支援を行います。	障がい者支援課	○	事業者の要請に応じ協力している。	2(現状維持)
			イ 障がい者が余暇活動などへ参加ができるよう、移動支援事業や手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション事業の充実を図ります。	障がい者支援課	○	同行援護の実施により視覚障害者に対する支援も強化している。	2(現状維持)
			ウ 視覚障がい者が、点字図書等からの情報の入手を得やすくするため、点字図書購入費助成事業を実施します。	障がい者支援課	○	要綱で規定しているが、利用実績がない。	2(現状維持)
			エ 声の広報や、図書館で実施している対面朗読サービス、録音図書と点字図書の貸し出しを継続し、視覚障がい者等への情報や知識の提供をします。	市長公室 図書館	○	継続して実施。ホームページの充実	2(拡大)
		(3)当事者活動の 支援	ア 市広報紙を活用して障がい者団体の活動状況や会員募集などを掲載します。	障がい者支援課	○	各団体の要請に応じ実施	2(現状維持)
			イ 障がい者団体などを通じ、説明会を開催するなど、障がい者に関する制度等の情報の提供を行います。	障がい者支援課	○	地域自立支援協議会各部会を通じ情報提供している。	2(現状維持)
			ウ あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、その運営を支援します。	障がい者支援課	○	市補助金を交付し運営を支援している。	2(現状維持)
			エ 障がい福祉の拠点施設である「あきる野サポートセンター」（秋川健康会館）を、障がい者や障がい者団体の活動の場として提供します。	障がい者支援課	○	多くの団体の活動拠点として利用している。	2(拡大)
			オ 地域自立支援協議会の中で、障がい者団体相互の意見交換や交流を目的とした部会を開催します。	障がい者支援課	○	年間に1～10回程度各部会の活動がある。	2(現状維持)
			カ 障がい者や障がい者団体のニーズに即した各種計画の策定や検討委員会を推進するため、障がい者や障がい者団体の参画を促進します。	障がい者支援課	○	平成23年度「障害福祉計画」策定に際し自立支援協議会を通じ多くの団体の協力があった。	2(拡大)

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降の 方向性
第三節 高齢者にかかわる施策	1 介護予防 と健康づく り	(1)介護予防の推 進	ア 生活機能評価の結果で特定高齢者と決定し、介護予防プランを作成された方に対して「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等による介護予防教室を実施します。	高齢者支援課	○	・はつらつ元気アップ教室（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上） 9回コース 2会場 年3回 参加者19人 ・整骨院による運動機能向上トレーニング 3か月1クール 利用者10人 ・訪問型介護予防事業 利用者5人	2(現状維持)
			イ 市内の町内会・自治会において、地域イキイキ元気づくり事業を推進します。	高齢者支援課	○	地域イキイキ元気づくり事業 実施会場49箇所 実施回数514回 延べ 参加者6,785人	2(現状維持)
			ウ 高齢者が住み慣れた地域で自立して生活ができるように介護予防を推進し、いつまでも元気で暮らせるよう「ふるさと農援隊」事業を推進します。	高齢者支援課	○	会員数 41人（平成24年3月31日現在） ・健康増進を目的として農作業や周辺のウォーキングを実施（随時） ・健康チェック、認知症サポーター養成講座（平成23年10月7日 22名参加） ・健康21ウォーキングの芋煮会に、農援隊農地で収穫した、芋・大根等を提供 ・健康チェック、平成24年度以降に関する説明会（平成24年3月30日 38名参加）	2(現状維持)
	2 多様な社会 参加の促進	(2)健康づくりへ の支援	ア 閉じこもりや認知症の高齢者を訪問して必要な保健指導を行い、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図ります。	高齢者支援課	○	訪問型介護予防事業 利用者5人	2(現状維持)
			イ 特定健康診査（74歳まで）と後期高齢者健康診査（75歳以上）を通して、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、治療につなげます。	健康課	○	医療機関で個別による健康診査を実施し、丁寧な結果説明を行う。	2(現状維持)
			ウ 健康教育・健康相談を実施し、生活習慣の見直しに向けた情報を提供します。	健康課	○	健康教育の実施（生活習慣病、骨粗鬆症、歯周疾患等） 健康相談・栄養相談の実施	2(現状維持)
		(1)就業への支援	ア シルバー人材センター助成事業により、「シルバー人材センター」を育成します。	高齢者支援課	○	シルバー人材センター事業補助金 補助額 36,800,000円	2(現状維持)
			(2)社会参加への 支援	ア 高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるように、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を通じた社会参加事業を支援し、地域福祉活動を推進します。	高齢者支援課	○	・高齢者クラブ活動助成事業 41クラブ 会員数3,071人 補助額 12,666,920円 ・高齢者クラブ連合会補助 補助額 2,223,000円

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降の 方向性
第三節 高齢者にかかわる施策	3 高齢者の地域生活への支援	(1)介護保険サービスの充実	ア 居宅サービスについては、サービスの質の向上を図るとともに、適正なサービスを提供します。施設サービスについては、各施設において入所者に適正なサービスを提供します。 地域密着型サービスについては、住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、公正かつ透明性の高いサービスを提供します。	高齢者支援課	○	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービスでは、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所及び通所介護事業所が各々1か所ずつ増え、サービスの充実が図られた。 施設サービスでは、事業所の増設は無かったものの、入所希望者に対する適切な入所が行われた。 地域密着型サービスでは、新たに小規模特別養護老人ホーム及び認知症対応型通所介護事業所の整備が進んでおり、平成24年度中に開設される予定である。これにより、更なるサービスの拡充が図られる。 	2(拡大)
			イ 適正な介護保険サービスの実現に向け、利用者とサービス提供事業者のバランスを的確にとらえ必要なサービスの供給量を確保します。	高齢者支援課	○	<ul style="list-style-type: none"> 第4期介護保険事業計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）に基づき、必要となるサービス事業量の確保と提供に努めた。 	2(現状維持)
			ウ ケアマネジメントの充実を図るため、居宅介護支援専門員の能力向上に向けた支援（相談、研修等）を行います。	高齢者支援課	○	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護サービス事業者を対象とした集団指導と研修会を各々1回ずつ開催した。（毎年） 	2(現状維持)
			エ 介護サービスが適正に提供されるよう、事業者連絡協議会等と連携を図ります。	高齢者支援課	○	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市介護事業者連絡協議会（市内96事業者が参加）と連携を図り、課題の検討、意見交換、情報収集を行った。 	2(現状維持)

	(2)福祉サービスの充実	ア 高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対して高齢者福祉電話事業、高齢者配食サービス事業等の助成を行います。	高齢者支援課	○	<p>高齢者福祉電話事業 貸与件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>貸与</th> <th>保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>5</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>6</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>7</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>8</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>9</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>10</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>11</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>12</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>1</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>2</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> <tr><td>3</td><td>11世帯</td><td>5台</td></tr> </tbody> </table> <p>定額料金等の維持費助成件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>126</td> <td>126</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>125</td> <td>123</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>123</td> <td>124</td> <td>123</td> <td>122</td> <td>121</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 1,487件</p> <p>高齢者配食サービス事業 延べ配食数 2,584食</p>	月	貸与	保管	4	11世帯	5台	5	11世帯	5台	6	11世帯	5台	7	11世帯	5台	8	11世帯	5台	9	11世帯	5台	10	11世帯	5台	11	11世帯	5台	12	11世帯	5台	1	11世帯	5台	2	11世帯	5台	3	11世帯	5台	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	件数	126	126	127	127	125	123	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	件数	123	124	123	122	121	120	2(現状維持)
		月	貸与	保管																																																																					
4	11世帯	5台																																																																							
5	11世帯	5台																																																																							
6	11世帯	5台																																																																							
7	11世帯	5台																																																																							
8	11世帯	5台																																																																							
9	11世帯	5台																																																																							
10	11世帯	5台																																																																							
11	11世帯	5台																																																																							
12	11世帯	5台																																																																							
1	11世帯	5台																																																																							
2	11世帯	5台																																																																							
3	11世帯	5台																																																																							
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																			
件数	126	126	127	127	125	123																																																																			
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																			
件数	123	124	123	122	121	120																																																																			
		イ 介護者の負担を軽減するために、ねたきり高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施します。	高齢者支援課	○	<p>・ねたきり高齢者おむつ等給付事業 現金支給 延べ人数 12人 助成額 240,000円 現物支給 延べ人員1,715人 助成額 7,588,430円</p> <p>・家族介護教室 全9回 参加者 186人</p>	2(拡大)																																																																			

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降の 方向性
第三節 高齢者にかかわる施策	4 連携と支え 合いの仕組 みづくり	(1)支え合いの仕 組みづくり	ア 地域包括支援センターが、地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などのため設置した「高齢者虐待ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。	高齢者支援課	○	高齢者虐待防止ネットワーク会議 2回開催 高齢者虐待と捉えた人数 24人	2(現状維持)
			イ 病気などのために、財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者の方が、成年後見制度を利用する場合は、後見、保佐及び補助に係る審判の請求手続を支援します。	高齢者支援課	○	成年後見に関する相談 48件	2(拡大)
			ウ 高齢者が要介護状態にならないようにするため、また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるう、高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりを進めます。	高齢者支援課	○	認知症サポーター養成講座 全27回 1,347人 高齢者クラブ理事会・民生委員協議会・ふれあい福祉委員研修会へ出席した。	2(現状維持)
		(2)相談体制の充 実	ア 地域包括支援センター、在宅介護支援センター等において、高齢者に係わる幅広い相談を受け、問題解決やサービス向上につながる体制を推進します。関係機関との連絡・調整を行い、相談者のニーズにあったきめ細かな支援を行います。	高齢者支援課	○	在宅介護支援センター連絡会 12回開催	2(現状維持)
			イ 地域包括支援センターの名称は、市民に親しみやすいように秋川地区を担当する事業所（市役所高齢者支援課内）を「高齢者はつらつセンター」とし、五日市地区を担当する事業所（市役所五日市出張所内）を「五日市はつらつセンター」という名称としました。	高齢者支援課	◎		

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降の 方向性
第三節 高齢者にかかわる施策	5 安心して住み続けられる生活環境の整備	(1)生活環境の整備と支援	ア 公共施設や多くの人々が利用する建物や道路などのバリアフリー化を進めていきます。	生活福祉課 施設営繕課 建設課	○ ○	・既存施設等の改修工事で進めている。 ・新設道路の整備にあたり、セミフラット形式の歩道を設置	2(現状維持)
			イ 福祉有償運送事業者を支援します。	高齢者支援課	○	未実施（社協に対しては、補助金を交付している。）	2(現状維持)
			ウ 木造市営住宅の建替えに伴い、高齢者世帯向け市営住宅や高齢者福祉施設の整備の検討を行います。	高齢者支援課 施設営繕課	○	平成27年4月入居開始に向け、高齢者世帯向け市営住宅の実施設計を行った。	2(現状維持)
			エ 市内に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、民間住宅の入居支援を行います。	高齢者支援課	○	高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業により実施 平成23年度実績なし	2(現状維持)
			オ 環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームにおいて居住、食事等の日常生活上必要なサービスを提供します。	高齢者支援課	○	養護老人ホーム入所者 平成23年度末 4名	2(現状維持)

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況	
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組
第四節 健康づくりに かかわる施策	1 保健相談 センター機 能の充実	(1)保健相談セン ター機能の充実	ア いつでも気軽に育児、心身の健康の相談等に対応できるように専門職の配置について検討しま す。	健康課	○	・ 育児相談（乳児、幼児） 従事者 保健師、看護師、栄養士、歯科衛 生士 36 回実施 相談者 1,236 人 ・ 健康相談（妊婦、産婦、乳幼児、その他） 健康課に所属する保健師が毎日対応 面接対応 923 人、電話対応 657 人
			イ 予防接種、母子保健、健康づくり等の事業が重複しない事業の計画づくりをします。	健康課	○	毎年、各事業が重複しないよう保健事業を計画
			ウ 各種相談は、プライバシーの守れるように施設の活用を考えます。	健康課	○	相談会場の施設を考慮し、プライバシーが守れ るよう配置し実施

	中項目	小項目	取 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる施策	2 健康づくり の充実	(1)母と子の健康 の維持・増進	ア あきる野保健相談所を整備して、各種事業や相談事業などが受けやすいように充実します。	健康課	×	未整備 現状の施設内容で各種事業を実施	3 その他 (未定)
			イ 母子保健法に基づき、妊娠届をした者に母子健康手帳を交付すると同時に保健師による面接を実施します。	健康課	○	保健師面接実施 妊娠届受理件数 656 件	2(現状維持)
			ウ 各種健診事業の充実、受診しやすい体制づくりの検討を継続して行います。	健康課	○	予防接種、乳幼児の健康診査、歯科健診、育児相談、母親学級を実施、会場の施設を考慮し、効率も考え各事業の流れ（動線）や実施方法を毎回検討し実施	2(現状維持)
			エ 未受診者に対し、通知を送付するなどして、未受診理由を把握し、受診しやすい体制づくりの検討と受診の啓発を行います。	健康課	○	未受診者に対し、未受診理由の把握をするため、担当保健師による電話掛け又は次回日程を通知し受診勧奨を実施	2(現状維持)
			オ 母親学級や離乳食教室、むし歯予防教室などの講座の開催について、市民のニーズにあわせた開催日及び内容を検討するとともに、周知徹底を図ります。	健康課	○	・母親学級は、2 日制の平日コースと半日制の土曜コースを実施、離乳食教室は乳幼児の月齢に合わせた 3 コースで実施（年 10 回、8 回、4 回実施）、むし歯予防教室は月 1 回実施（8 月、12 月を除く） ・市広報紙に掲載、また、チラシを作成し、母と子の保健バックと一緒に配付、育児相談時に配付し周知	2(現状維持)
			カ 訪問事業（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など）について、事業内容を周知します。	健康課	○	妊娠届けを受理した時に交付する母子手帳などが入っている母と子の保健バックに入れ周知、出生届と一緒に提出していただく出生通知票の中で訪問の意思確認を実施 新生児訪問（第 1 子）は、全家庭訪問を実施 こんにちは赤ちゃん訪問は新生児訪問の利用がなかった家庭を訪問	2(現状維持)
			キ 各種事業の実施について、市広報紙・ホームページ等を活用して、事業日程・事業内容を市民に周知します。	健康課	○	母子保健事業の実施内容を随時市広報紙、市 HP に掲載し周知	2(現状維持)
			ク 母親及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。実施にあたっては、市民のニーズにあわせた開催ができるように、開催日・事業内容の検討を継続して行います。	健康課	○	母子保健相談事業を計画する際、市民要望を考慮し、効率も考え各事業の流れ(動線)や実施方法を毎回検討し実施	2(現状維持)

		ケ 総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるような体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。	健康課	○	保健師が相談担当を輪番制で実施	2(現状維持)
		コ 親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。	健康課	○	・母と子の健康教育事業の中で年3回実施した。 ・「遊びを通じての親子のつどい」については、子育て支援課が実施した「子育てひろば」「子育てグループの育成・支援」事業の対象者や内容が類似しているため、事業を統廃合、連携を検討するため、24年度からは休止	3 その他
	(2)学童期・思春期の健康づくりの支援	ア 関係機関の協力を得ながら児童生徒の健康状態、生活習慣を分析し、課題の抽出を進めます。	指導室	○	定期健康診断を実施	2(現状維持)
		イ 学校での健康教育を進めるため、教育委員会と連携方法について検討します。	健康課	○	食事・薬物乱用防止・喫煙防止教育を実施	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる施策	2 健康づくり の充実	(3)成人期の健康 づくり	ア 市民の健康の保持増進を図ることを目的に健康手帳を交付します。さらに、健康手帳の活用方法について情報提供を継続して行います。	健康課	○	特定健診・保健指導等の記録、保健相談等で活用	2(現状維持)
			イ 生活習慣病等の予防、その他健康についての正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行う「健康教育事業」の内容の充実を図ります。	健康課	○	生活習慣病、骨粗しょう症、歯周疾患等の内容で集団健康教育を実施	2(現状維持)
			ウ 心身の健康に関して個別の相談に応じる健康相談事業を、気軽に利用できるよう、相談体制の整備を図ります。	健康課	○	市役所、五日市ファインプラザ、あきる野保健相談所で実施	2(現状維持)
			エ 疾病の早期発見及び早期治療に結びつけることを目的に、生活習慣病予防健診及び無保険者の健診を継続して実施します。	健康課	○	医療機関で個別による健康診査を実施	2(現状維持)
			オ がんの早期発見を目的に実施している「市民がん検診」について、市民のニーズに合った検診の体制づくりを進めます。	健康課	○	検診の種類を胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺とし対象者に実施	2(現状維持)
			カ 食べる楽しみを実感できるよう歯の喪失を予防することを目的に歯周疾患検診を継続して実施します。	健康課	○	40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に実施	2(現状維持)
			キ 早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に骨粗しょう症検診を継続して実施します。	健康課	○	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性を対象に実施	2(現状維持)
			ク 市広報紙や健康のつどい等のイベントを活用して、検診（健診）を受診する必要性などの情報提供を進めます。	健康課	○	健診については、対象者への通知、広報への記事掲載、チラシの配布で情報を提供	2(現状維持)
			ケ 電子申請を活用し申込みの簡素化を図るとともに、申込書を送付するなど申込みしやすい体制づくりを進めます。	健康課	○	がん検診において電子申請で受付を実施	2(現状維持)
			コ 土、日曜日の検診（健診）、個別健診を導入していくなど、市民のニーズに合った検診（健診）体制づくりを進めます。	健康課	○	がん検診、骨粗しょう症検診等で実施	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる 施策	2 健康づくり の充実	(4)地域からの健 康づくり	ア 町内会・自治会、サークル等のグループによる地域の自主的な健康づくりに向けた取り組みに対し、支援を継続します。	健康課	○	あきる野市健康づくり市民推進委員が地区の組織を活用し健康づくりを実施	2(現状維持)
			イ 市民の健康の保持推進を図るため、健康づくり推進協議会で地域の実情に応じた健康づくり対策を協議します。	健康課	○	健康増進に関する協議と事業への提言を実施	2(現状維持)
			ウ 栄養や運動、休養について地域などで普及活動を行う健康づくり市民推進委員が、地域で活動するための支援を進めます。	健康課	○	地域いきいき活動やブロック活動を保健師、看護師、栄養士が支援	2(現状維持)
			エ 健康に対する市民意識の高揚を図り、疾病を予防することを目的に「あきる野市健康のつどい」を継続して開催します。	健康課	○	健康に対する意識の向上を図るため年1回実施	2(現状維持)
			オ 多くの市民に健康づくりに関心をもってもらい参加を促すために、健康づくりに関する事業などの周知方法を工夫します。	健康課	○	健康づくりの協力者として市民ボランティアが周知活動を実施	2(現状維持)
			カ 市民意識調査等を活用して、地域別健康づくりの課題を把握し、地域の実情にあった対策を検討します。	健康課	○	「めざせ健康あきる野21」の計画における中間評価で市民アンケートを実施	2(現状維持)
			キ 地域ぐるみで健康づくり活動に取り組むモデル地区の育成を進めます。	健康課	○	モデル地区の実施から市内49箇所で地域いきいき活動として発展実施	2(現状維持)
			ク 健康づくり市民推進委員経験者や健康づくり事業に参加した多くの方が、ボランティアとして保健事業のサポートに協力していただけるように育成を進めます。	健康課	○	めざせ健康あきる野21推進会議メンバーや食俱樂部として保健事業を実施	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる施策	2 健康づくり の充実	(5)食育の推進	ア 食育は、乳幼児期から必要なため、保育園、幼稚園、学校と連携しながら推進します。	健康課 児童課 学校給食課	○	3歳児健診時におやつのとり方、バランスの取れた食事などの食育を実施。学校給食課栄養士及び調理師と夏休み料理教室の開催	2(現状維持)
			イ 医療関係機関等と連携を図り、地域での食育の推進のあり方を検討します。	健康課	○	あきる野市健康づくり推進協議会や保健所、大学教授等と食育推進を協議	2(現状維持)
			ウ 関係各課と食育推進状況や地域へのアプローチ等を話し合える場（連絡会の設置）を検討します。	健康課	○	あきる野市食と栄養の連絡会を開催し食育の推進を実施	2(現状維持)
			エ 食俱樂部（健康づくり市民推進委員）、食育推進班（あきる野市健康増進計画を推進するためのグループ）の活動の支援や協働での事業を進めます。	健康課	○	食俱樂部、食育推進班による市民への食育情報の発信を実施	2(現状維持)
			オ 健康教育、イベント等で食事バランスガイドを活用した、望ましい食事の組み合わせの情報提供と地域での取り組みを進めます。	健康課	○	健康教育や地域講習会において食事バランスガイドを活用し食育推進を実施	2(現状維持)
		(6)心の健康づくり	ア 育児の悩み、学童期の悩み、思春期の悩み、仕事の悩み、介護の悩み、人間関係の悩み等、心の悩み相談に関する需要に答えるため、関係機関と情報交換を図り、相談体制の充実を図ります。	健康課	○	乳幼児健診で育児に関する悩み相談を実施。案件によっては所管課へ紹介	2(現状維持)
			イ 市広報紙・ホームページ等を活用し、相談窓口の情報提供を継続します。	健康課	○	相談窓口の情報を市広報、健康課窓口、ポスター、チラシなどで提供	2(現状維持)
			ウ プライバシーが保護されるような施設での、悩み相談の実施を検討します。	健康課	○	案件によってはプライバシーに配慮し相談を実施	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる 施策	3 予防体制の 充実	(1)予防接種の実 施	ア 医師会の協力を得て、予防接種法等の規定に基づく予防接種(集団・個別)を継続して実施しま す。	健康課	○	集団接種 ポリオ、BCG接種を実施 個別接種 三種混合、二種混合、麻しん・風し ん、日本脳炎接種を実施	2(現状維持)
			イ 未接種者等に対する積極的勧奨を進めます。	健康課	○	法令に定める対象者で未接種者に勧奨 ポリオ、BCG、二種混合、麻しん・風しん(1 期、2期、3期、4期)	2(現状維持)
			ウ 予防接種の必要性や接種実施について市広報紙・ホームページ等により周知を図ります。	健康課	○	市広報紙に予防接種日程を掲載(4/1号、9/1号) 市HPに予防接種情報を掲載(随時)	2(現状維持)
	(2)高齢者の予防 接種	ア 医師会の協力を得て、近隣市町村と協力し、65歳以上の高齢者のうち希望者に対して予防接種 法等の規定に基づくインフルエンザ予防接種を継続して実施します。	健康課	○	西多摩保健所管内 8市町村統一単価で管内の指 定医療機関での個別接種 154医療機関で実施、8,286人接種	2(現状維持)	
		イ インフルエンザの予防接種の促進を、市広報紙・ホームページ等を活用し周知を図ります。	健康課	○	市広報紙に予防接種日程を掲載(10/15号) 市HPに予防接種情報を掲載(10/15から掲載)	2(現状維持)	

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりに かかわる施策	3 予防体制の 充実	(3)感染症予防・危 機管理体制の整 備	ア 結核については、BCGの予防接種や健康診査の一環として65歳以上の高齢者に対して胸部X線間接撮影を実施します。今後も、関係機関と連携し、結核の発生予防、蔓延防止に努めます。	健康課	○	BCGの定期予防接種により実施。また、市内医療機関により個別診断を実施	2(現状維持)
			イ 東京都、医師会、近隣市町村及び庁舎内各部署との連携・協力により、蔓延防止等の対策を実施します。	健康課	○	西多摩保健医療圏における健康危機に対し、西多摩健康危機管理対策協議会の中で関係機関との連携、協議、調整を実施	2(現状維持)
			ウ 東京都(保健所)等と協力しながら、健康被害の発生予防、拡大防止などの体制を整えます。	健康課	○	感染症予防対策消耗品の備蓄 手指消毒薬 100本	2(現状維持)
			エ 感染防止対策、蔓延防止などについて、市広報紙・ホームページ等により情報提供し、周知を図ります。	健康課	○	市広報紙・ホームページでインフルエンザの予防について周知	2(現状維持)
			オ 感染症対策マニュアル等の作成により危機管理体制を整えます。	健康課	○	新型インフルエンザ等対策本部条例(仮称)の制定(予定)	2(現状維持)
	(4)薬物乱用防止 対策の推進	ア 東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会と連携をとりながら啓発活動等を進めます。同協議会の活動では、薬物の乱用を防止するため、啓発用品等の配布、中学生に対する標語・ポスター募集などの啓発を行います。	健康課	○	市内8中学校に対し薬物乱用防止の標語、ポスター募集、啓発を実施、(応募点数 標語87点、ポスター541点) 応募作品の標語、ポスターの展示会(市役所1階市民ホール)を4日間実施	2(現状維持)	
		イ 薬物乱用の防止に向けて関係機関と協力しながら進めます。	健康課	○	警視庁福生警察署、警視庁五日市警察署、西多摩保健所の協力に基づき、指導員研修を実施	2(現状維持)	
		ウ 薬物の乱用を防止するため、市広報紙・ホームページ、成人式、健康のつどい等において啓発活動を進めます。	健康課	○	・第9回ヨルイチ、第16回健康のつどい、第17回産業祭において啓発活動を実施 ・成人式出席者の配付物と一緒に啓発資料を配付	2(現状維持)	

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第四節 健康づくりにかかわる施策	4 保健・医療提供体制の充実	(1)医療サービスの推進・充実	ア 市民一人ひとりが、“かかりつけ医”、“かかりつけ歯科医”、“かかりつけ薬局”をもつことの必要性を各種事業の中で継続的に周知します。	健康課	○	地域で実施する健康づくりや介護予防事業で「かかりつけ医」づくりを推進、また、保健事業の中での周知、市広報紙に必要性の掲載	2(現状維持)
			イ あきる野市医師会、西多摩歯科医師会の協力を得ながら、休日診療・休日準夜診療・歯科休日診療の充実に取り組みます。	健康課	○	医科診療 休日診療及び準夜診療を在宅方式で71日実施(受診者 休日 2,349人、準夜 908人) 歯科診療 休日診療を在宅方式で43日実施(受診者 226人)	2(現状維持)
			ウ 公立阿伎留医療センター改革プランに基づく経営改善などの取り組みを促進するように働きかけます。	健康課	○	阿伎留病院組合の構成団体の一つとして、医療センターの取組を支援	2(現状維持)
		(2)献血の推進	ア 市民及び職員を対象に、市広報紙、回覧等を活用して周知し、献血を実施します。	健康課	○	市庁舎北側駐車場、健康のつどいで計3日実施、(受付 216人、献血者 179人)	2(現状維持)
			イ 成人式や健康のつどい等において献血の推進についての啓発を行います。	健康課	○	成人式出席者の配付物と一緒に啓発資料を配付 健康のつどい会場において啓発資料を配付	2(現状維持)
			ウ 市広報紙・ホームページ等により献血の推進についての啓発を行います。	健康課	○	市広報紙に献血推進について掲載し周知、啓発を実施	2(現状維持)
		(3)情報提供・広報活動	ア 市広報紙・ホームページ、イベント等を活用し、各種事業の情報を的確に伝えます。	健康課	○	市広報紙・ホームページに随時、保健事業を掲載	2(現状維持)
			イ 各種保健・医療事業の年間予定表の発行を検討します。	健康課	○	市民が必要とする保健事業などの年間日程表の内容を引続き検討 市内医療機関(医科、歯科)一覧の発行	2(現状維持)
			ウ 市広報紙・ホームページ、地域の各種団体の活動等を通じ、保健・医療に関する情報を伝えます。	健康課	○	市広報紙・ホームページに保健事業、医療機関情報を掲載	2(現状維持)
			エ チラシやパンフレット等は、より市民に身近で読みやすくわかりやすいものにします。	健康課	○	簡潔で見やすく、読みやすくわかりやすいチラシを検討し、作成	2(現状維持)

あきる野市地域保健福祉計画(平成 22 年度～26 年度) 実施状況

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23 年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24 年度以降 の方向性
第五節 地域福祉にかかわる施策	1 利用しやすいサービス提供の仕組みづくり	(1)必要な人に届く情報提供の仕組みづくり	ア 市広報紙・ホームページの内容の一層の充実を図るほか、保健福祉関係情報冊子の作成など、市民への情報提供に努めます。	生活福祉課	×		3 その他 (引続検討)
			イ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が発行している広報紙等を通じて、市民への情報提供に努めます。	生活福祉課	○	社協の広報誌「あいネット」及び民児協発行の「民生・児童委員だより」により随時情報提供をしている。	2(現状維持)
			ウ 民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員、保健師など、地域で活動する人によるきめ細かな情報提供ができるよう支援します。	生活福祉課	○	民生・児童委員協議会等や委員個別に随時情報提供をしている。	2(現状維持)
			エ 図書館にインターネット端末を配置し、誰でも気軽に情報入手ができるようインターネット環境の整備を図ります。	図書館	◎	市内 4 館へ配備済【中央図書館 10 台 (内 2 台 児童用)、東部図書館 4 台、五日市図書館 1 台、増戸分室 1 台】	
	2 いつでも気軽に相談できる相談支援の仕組みづくり	(2)いつでも気軽に相談できる相談支援の仕組みづくり	ア 高齢、障がい、子育て等の分野別相談窓口の充実とあわせ、保健福祉総合相談案内窓口の設置に向けて検討します。	生活福祉課	×	高齢や子育て支援部門で、専門職員を配置しての相談機関が設置されているため、今後検討を要する。	3 その他 (引続検討)
			イ 民生委員・児童委員を中心に、身近なところで気軽に相談できる体制を充実します。	生活福祉課	○	高齢者世帯等の訪問により、地域において民生・児童委員が認知されてきている。今後、更に周知するなどして充実を図る。	2(拡大)
			ウ 失業や生活困窮などの問題を抱える市民に対して、各種制度の情報提供や相談窓口の充実を図ります。	生活福祉課	○	市広報、パンフレット及び民生委員等を通じて充実を図っている。	2(拡大)
			エ DV 被害者への的確な相談対応と支援を推進します。	子育て支援課	○	他機関との連携など対応・支援している。	2(現状維持)
	3 サービス評価の仕組みづくり	(3)サービス評価の仕組みづくり	ア 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表するという東京都事業の普及・啓発を行います。	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 児童課	×	24 年度以降に、「とうきょう福祉ナビゲーション サービス評価情報」へリンク可能にし、周知、啓発を図る。	1(24 年度以降)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第五節 地域福祉にかかわる施策	1 利用しやすいサービス提供の仕組みづくり	(4)苦情解決、権利擁護の仕組みづくり	ア さまざまな苦情について、各担当課が的確に受けとめ、関係課や関係機関との連携を図りながら、適切な解決につなげます。	生活福祉課 高齢者支援課	○	さまざまな問題等について、関係機関と連携を図っている。	2(拡大)
			イ サービス利用者の苦情や様々な権利侵害について、専門的な見地から審査を行う第三者性をもった機関の設置や法律専門相談の実施を検討します。	生活福祉課 高齢者支援課	○	担当課でそれぞれ実施しているが、24年度からは、福祉サービス総合支援事業を実施する。	2(拡大)
			ウ 病気や障がいなどにより判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為が困難な方の成年後見制度の利用を支援します。	高齢者支援課 障がい者支援課	○	成年後見に関する相談件数 48件 成年後見相談窓口の開設について検討した。	2(拡大)
			エ 認知症高齢者、障がい者等、判断能力が不十分な方が安心して福祉サービスを受けられるよう社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を活用し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類の預かりサービスなどの事業を充実します。	高齢者支援課 障がい者支援課	○	平成 23 年度末地域福祉権利擁護事業利用者 7名	2(現状維持)
	(5)必要なサービスを利用できる仕組みづくり		ア 高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、高齢者や家族等を総合的に支援する地域包括支援センターの周知、整備を図ります。	高齢者支援課	○	地域包括支援センター整備済み。	2（周知について拡大）
			イ 障がい者の地域における生活を支援するため、障がい者相談支援事業所の周知、充実を図ります。	障がい者支援課	○	障がい者就労・生活支援センターあすく、生活支援センターフィレの充実を図る。	2(拡大)
			ウ 子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整等を行う子ども家庭支援センターの周知、充実を図ります。	子育て支援課	○	リーフレット、通信誌及びメール配信等により相談事業等について周知を図った。 職員増により相談体制の充実強化を図った。 各機関との連携の強化のための会議、連絡会の開催、参加。ニーズに合った講座の実施及びアンケートの実施。子育てひろばとの相談連携方法等(巡回、連絡会等)について検討	2(拡大)
			エ 各分野の必要なサービスの提供が的確に行われるよう、従事者の専門性の向上を図ります。	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 児童課 健康課	○	各分野の従事者に対して、各種研修会や研究会を行った。	2(現状維持)
			オ 社会福祉を目的とした事業者が行う多様なサービスと、公的サービスの連携を図り、より多様で効果的なサービスの供給を実現します。	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 児童課 健康課	○	関係機関と連携を図りながら、合同研修会等を行った。	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第五節 地域福祉にかかわる施策	2 地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり	(1)参加と交流のまちづくり	ア 社会福祉協議会により、町内会・自治会単位に設置されたふれあい福祉委員による声かけ・見守り活動を、社会福祉協議会と連携して推進していきます。	生活福祉課	○	現在、ふれあい福祉委員会において、市の見守り事業とは別に実施しており、引き続き市からの助成金等により支援する。	2(現状維持)
			イ 民生・児童委員協力員を通して民生委員・児童委員活動とふれあい福祉委員活動の連携の強化を図ります。	生活福祉課	○	現在、6名のふれあい福祉委員が民生・児童委員の協力員となっていることから引き続き連携を図る。	2(現状維持)
			ウ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等の連携により、地域で幅広い活動ができるよう支援します。	生活福祉課	○	地域での様々な問題等について、各機関が活動しやすくなるよう連絡調整している。	2(現状維持)
		(2)ボランティア、NPO等が積極的に活動するまちづくり	ア ボランティア活動への支援の中心を社会福祉協議会と位置づけ、社会福祉協議会が実施する事業への支援を通じて活動の活性化を図ります。	生活福祉課	○	市及び社会福祉協議会相互で協力し、活性化を図っている。	2(現状維持)
			イ 秋川ふれあいセンターをボランティア活動推進の拠点として位置づけ、ボランティア等の活動を支援します。	生活福祉課	○	社会福祉協議会の事業に対して助成金により支援している。	2(現状維持)
			(3)社会福祉協議会との連携による福祉のまちづくりの推進	ア 社会福祉協議会が実施する、地域住民の参加と支え合いを主体とした事業を支援していきます。	生活福祉課	○	社会福祉協議会の事業に対して助成金により支援している。
	イ 市で策定する地域保健福祉計画と社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図り施策の実現を図ります。	生活福祉課		○	相互の計画について連携を図りながら、計画の実現を目指す。	2(現状維持)	

	中項目	小項目	取 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第五節 地域福祉にかかわる施策	3 誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり	(1) 誰にもやさしいユニバーサルデザインの環境づくり	ア 公共施設、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。【重複掲載 第1節4(1)イ】	生活福祉課 施設営繕課 建設課	○	・公共施設等で推進していく。 ・新設道路の整備にあたり、総延長420m(伊奈地区)の歩道を設置	2(現状維持)
			イ 新築の市有建築物についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、既存建築物についても計画的に改善・整備を進めます。【重複掲載 第1節4(1)ウ】	生活福祉課 施設営繕課	○	既存施設等の改修工事で整備・改善を進めている。	2(現状維持)
			ウ 平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について検討を進めます。駅周辺の整備に合わせ、策定していくこととします。【重複掲載 第1節4(1)エ】	生活福祉課 都市計画課	○	平成22年度までに市内5駅のバリアフリー化が完了。現在、秋川駅北口内の五日市街道の歩道がバリアフリー(段差解消等)に対応した改修を行っている。	2(拡大)
			エ 鉄道やバス等の公共交通機関事業者に対し、施設・車両のバリアフリー化の取り組みを要請していきます。【重複掲載 第1節4(1)オ】	企画政策課	○	西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、JR東日本八王子支社へ要望活動を実施	2(現状維持)
			オ 東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供、適合証の交付などを行います。【重複掲載 第1節4(1)カ】	生活福祉課 施設営繕課	○	現在、バリアフリー化が進むよう情報提供や実施済み施設に指導及び適合証を交付している。	2(現状維持)
			カ 本市は豊かな自然をはじめ多くの観光資源を有しており、憩いを求めて多くの人々が訪れます。市民だけでなく、市外からの来訪者にとっても快適な環境としていくため、観光資源についてもユニバーサルデザインを推進します。	観光商工課	×		3 その他 (検討中)
	(2) 誰もがやさしい心のバリアフリーの環境づくり	ア 子どもが、思いやりや助け合いの心を育むことができるよう、体験を重視した心の教育を推進します	指導室	○	総合的な学習の時間等における障がい者、高齢者理解教育の実施	2(現状維持)	
		イ 老人ホームの見学、高齢者との交流授業などを通し、高齢者に対する思いやりの心を育てます。	指導室	○	小学校5校 中学校4校 高齢者との交流	2(現状維持)	
		ウ 様々な施設、団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、個性を生かして社会に貢献しようとする心を育てます。	指導室	○	中学校職場体験学習における施設見学、体験学習の実施	2(現状維持)	
		エ 道徳、社会科授業等での人権教育を行うとともに、障がいをもつ市民を招いて、障がい者理解教室等を実施します。	指導室	○	小学校3校、中学校2校における障がい者との交流	2(現状維持)	
		オ 社会体験授業等を通して、市民が互いに支え合っていく地域福祉意識の高揚を図ります。	指導室	○	中学校 職場体験学習の実施	2(現状維持)	
	(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり	ア 市民生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、生活安全に寄与する地域の自主的な活動を支援します。	地域防災課	○	・町内会・自治会に対し、防犯ベストを貸与 ・広報紙に防犯に関する啓発記事を随時掲載	2(現状維持)	
		イ 学校等と連携して、学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導等の活動を支援します。	教育総務課	○	防犯ベスト、帽子、腕章の貸与 ・学校安全講習会による巡回についての研修(年2回)	2(現状維持)	

		ウ 交通事故防止の推進を図るため、警察、交通安全協会の協力を得て、交通安全運動や講習会を通じ意識の高揚を図ります。	地域防災課	○	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動：H23/5/11-5/20 ・秋の全国交通安全運動：H23/9/21-9/30 ・交通安全フェスティバル：H23/5/8 及び H23/9/18 ・交通安全の集い：H23/9/10 ・交通安全講習会：H23/9/3, 9/7, 9/8, 9/9, 9/10 	2(現状維持)
		エ 消防署と消防団の連携を軸にして防災・消防対策を推進します。更に、平成20年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。	地域防災課	○	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・安心地域委員会の活動を支援するとともに、平成23年度から地域防災リーダーの育成を開始 ・防災・安心地域委員会主催による防災コンクールを支援 	2(現状維持)

	中項目	小項目	取 り 組 み 内 容	担当課	実 施 状 況		
					23年度 末の状況	具 体 的 な 取 組	24年度以降 の方向性
第五節 地域福祉にかかわる施策	3 誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり	(4)災害時要援護者の支援体制づくり	ア 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、防災・安心地域委員会、行政機関等の連携により、要援護者の把握に努めます。	地域防災課	○	平成23年度より、手上げ方式による災害時要援護希望者の受付を開始	2(現状維持)
			イ 要援護者情報の共有を図るため、関係機関間の情報共有方法を検討します。	地域防災課	○	防災・安心地域委員会役員会において、市事務局と検討中	2(現状維持)
			ウ 要援護者情報について、個人情報保護を徹底させるための仕組みづくりを検討します。	地域防災課	○	・防災・安心地域委員会役員会において、市事務局と検討中 ・災害時要援護希望申請の際、関連機関へ情報提供を行うことについての同意を得ている。	2(現状維持)
			エ 関係機関と調整を行い、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討します。	地域防災課	○	防災・安心地域委員会役員会において、市事務局と検討中	2(現状維持)